

平成八年（ワ）第一〇号
原告 外川 正
被告 社会保険診療報酬基金
一九九七年九月一日
右原告訴訟代理人
弁護士 山中 邦 紀
弁護士 佐々木 良 博
盛岡地方裁判所民事部 御中

準 備 書 面

第一 平成九年一月一七日付け被告準備書面（三）第一について

一 第一項「歯槽膿漏症の概要について」関係

1 第一段 認める。

2 第二段 必ずしも正しくない。歯槽膿漏症は、膿が出たり、歯がぐらぐらになることを、その要件とするものではない。

なお、分類の・、・、・、・は認める。

二 第二項「歯槽膿漏症の治療方法について」関係

1 第一 二段 認める。

（注）1は認める。

2 1「治療計画書に基づく治療方法（P（・）型）」について

第一段 「学問的歯周治療体系の確立を大幅に取り入れた」というのは必ずしも適切ではない。

第二段 認める。

第三段 ア イは認める。

ウについては被告の再釈明を待って認否する。

エは認める。

（注）2乃至5は認める。

（注）6については被告の再釈明を待って認否する。

（注）7は認める。

3 2「治療計画書に基づかない治療方法（P（・）型）」について

（注）8 9を含め認める。

第二 平成九年七月二五日付け被告求釈明書に対する釈明

一 A子患者に関して

1 歯肉の状態の検査

患者の治療に全責任を負う歯科医師として、治療の全経過を通じて、常に歯肉の状態を観察し、必要な処置を行い、検査をしている。本患者についても、同じである。

2 検査の日

歯周治療用装置を装着した後、最終補綴物の製作に着手することを是とする判断を下す為の検査を行ったのは、平成七年六月一三日である。

3 右検査に至る経過 検査の方法 検査の結果（判断）

（一） 当該三歯の歯肉は、これまでの治療により順次改善しつつあった。四月二五日および同二七日に古い冠を除去したところ、冠に隠されていた虫歯部分に接する一部歯肉に炎症が認められた。そのため、その部分の歯肉は発赤し軽度の刺激で血がにじみ出てくる状態にあった。当該三歯は感染根管（注1）の状態にあったため、感染根管治療を開始した。その後、来院の度に行われた歯周ポケット（注2）の清掃により歯肉は徐々に改善しつつあったが、虫歯部分に接している歯肉は完全に改善するという事はなかった。同六月六日、感染根管治療が完了した。直ちに虫歯部分を削除し、メタルコアの印象採得を行った。最終補綴を行うには、更に歯肉の状態の改善が必要であったので、歯周治療用装置を装着した。その目的は、これにより歯ブラシ効果及びマッサージ効果を高めて歯肉の状態を改善することの外、咬合の回復、歯根膜の廃用性萎縮の防止、残存歯の保護である。

（二） これにより、当該の歯は本来の形態を回復し、ハブラシが歯周ポケットの底部にまで到達するようになった。同日、患者に対してハブラシ指導、特に「一歯磨き」という歯周ポケットの清掃に適したハブラシの指導を行った。患者はこの指導内容を遵守し、同部歯周ポケットは清潔に保たれ、同部歯肉は更に改善した。

（三） 同六月一三日、当該三歯に対して再評価（注3）を行った。具体的内容は、プラーク（注4）の付着状態（歯周探針（注5）で歯面を擦過してプラークの付着を判定）、歯肉の炎症症状の改善度（視診により確認）、根面の平滑の程度（歯周探針により根面を擦過して根面の凹凸の有無を確認）、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過して歯肉の出血状態の確認などの検査である。この日行われた右再評価は、保険規則で定められている再評価検査を含み、さらにその他の検査も行っている。ただし、同規則での再評価検査算定には三分の一顎単位とする要件があるため、これにみえない三歯に限定して行われたこの日の再評価は保険点数の請求を行っていない。

（四） 当該三歯に対する再評価の結果は、プラークの付着はなく、歯肉の発赤は消滅し、根面は平滑であった。さらに、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過し、歯周治療用装置を装着する以前の歯肉の出血し易い状態が改善したことを確認した。これらのことから、当該の歯肉は歯冠修復物の印象採得に悪影響を与えるような状態ではなく直ちに印象採得が可能な状態にあると判断した。

注1 感染根管 (infected root canal)

口腔内細菌により歯髄が感染を受けて破壊をきたし、悪臭を有する腐敗髓のある根管をいう。（新常用歯科辞典）

注2 歯周ポケット (periradicular pocket)

歯肉と歯牙との間隙のことであり、盲嚢ともいわれる。（新常用歯科辞典）

注3 再評価 (reevaluation)

初期治療後のプラークコントロールの再診査、歯周ポケットの変化、歯肉、口腔軟組織の形態などの再診査を歯周治療のステップごとに行い、つぎの治療ステップに進むかどうかを判断することをいう。（歯周病学事典）初期治療後の再評価は、プラークの付着状態、歯肉の炎症症状の改善度、歯周ポケットの改善、根面の平滑の程度、アタッチメントレベルの変化、歯槽骨吸収状態、歯の動揺度の改善、付着歯肉の幅の変化、咬合性外傷の改善、習癖の改善などを診査する。（「今日の歯周病治療」日本歯科医師会雑誌 Vol. 47 No. 11 1995）

注4 プラーク (dental plaque)

歯頸部付近によくみられる白色に近い有機性の沈着物で、ほぼ20%のムコイドと80%の細菌から構成されている。（新常用歯科辞典）

注5 歯周探針 (periodontal probe)

ポケットの深さ、形態の測定、歯肉の炎症の程度の診査、歯肉縁上縁下歯垢の診査、歯肉縁下歯石の探知、根面の形態の把握をする際に使用される探針である。（歯周病学事典）

二 B子患者について

1 歯肉の状態の検査

患者の治療に全責任を負う歯科医師として、治療の全経過を通じて、常に歯肉の状態を観察し、必要な処置を行い、検査をしている。本患者についても、同じである。

2 検査の日

歯周治療用装置を装着した後、最終補綴物の製作に着手することを是とする判断を下す為の検査を行ったのは、平成七年七月一九日である。

3 右検査に至る経過 検査の方法 検査の結果（判断）

（一） 同七月四日、右上四番乃至六番の歯の古いブリッジを除去した。古いブリッジに隠されていた一部歯肉は発赤し軽度の刺激で血がにじみ出てくる状態にあった。古いブリッジの除去により、古いブリッジに隠され清掃が困難であった部分にハブラシが到達するようになった。右上六番の歯に対して、虫歯の処置を施した後、歯周治療用装置を装着した。同七月一二日、右上四番の歯に対して、感染根管の処置を施した後、同歯および右上五番欠損部に歯周治療用装置を装着した。

（二） 上記二度の処置と歯周治療用装置の装着により、A子患者の場合と同様、歯周ポケット底部にハブラシが到達するようになった。患者に対しては、ハブラシ指導、特にハブラシが歯周ポケットに到達していることを確認しながら磨くハブラシの方法を指導した。患者はこの指導内容を遵守し、同部歯周ポケットは清潔に保たれ、同部歯肉は更に改善した。

（三） 同七月一九日、当該二歯および欠損部歯肉に対して再評価を行った。具体的内容は、プラークの付着状態（歯周探針で歯面を擦過してプラークの付着を判定）、歯肉の炎症症状の改善度（視診により確認）、根面の平滑の程度（歯周探針により根面を擦過して根面の凹凸の有無を確認）、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過して歯肉の出血状態の確認などの検査である。この日行われた右

再評価は、保険規則で定められている再評価検査を含み、さらにその他の検査も行っている。ただし、同規則での再評価検査算定には三分の一顎単位とする要件があるため、これにみたない三歯に限定して行われたこの日の再評価は、保険点数の請求を行っていない。

(四) 当該二歯に対する再評価の結果は、プラークの付着はなく、歯肉の発赤は消滅し、根面は平滑であった。さらに、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過し、歯周治療用装置を装着する以前の歯肉の出血し易い状態が改善したことを確認した。これらのことから、当該の歯肉は歯冠修復物の印象採得に悪影響を与えるような状態ではなく直ちに印象採得が可能な状態にあると判断した。